
霞台厚生施設組合
新広域ごみ処理施設整備・運営事業
に係る見積等調査
見積提案書提出要項

平成 28 年 9 月

霞台厚生施設組合

霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 見積提案書提出要項
目 次

第1章	本件見積実施の目的	1
第2章	対象事業の概要	2
1	事業名称	2
2	施設管理者の名称	2
3	事業の目的	2
4	公共施設等の概要	2
5	事業期間等	3
6	事業方式	3
7	業務範囲	3
8	事業者の収入（組合からの支払分）	4
9	官民のリスク分担	5
第3章	見積提案に関する事項	6
1	本件見積実施スケジュール	6
2	本件見積の参加資格要件等	6
3	見積提案書提出に関する手続	6
4	見積提案書提出に関する留意事項	9
	【別紙1】官民のリスク分担（案）	11
	【別紙2】提出資料	13
	【別紙3】単価表	15

第1章 本件見積実施の目的

霞台厚生施設組合（以下「組合」という。）は、霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本件事業」という。）について、設計・建設から運営までを一括して発注するDBO方式により実施する。

「霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査」（以下「本件見積」という。）は、本件事業の実施にあたり、次に掲げる事項を目的として実施するものである。

- ① 事業費確定のための見積徴取
- ② 処理方式、処理フロー、副生成物の扱いを含む要求水準書等の検討のための技術資料の聴取
- ③ その他事業者募集資料作成のための情報収集
- ④ DBO方式により本件事業を実施することによるVFM検討のための参考資料の徴取

「霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 見積提案書提出要項」（以下「見積提案書提出要項」という。）は、組合が本件見積に参加する民間事業者（以下「見積参加者」という。）に対し、本件見積における見積提案書を作成する上の指針として配付するものである。見積参加者は、見積提案書提出要項の内容を踏まえ、本件見積に必要な書類を提出するものとする。

なお、見積提案書提出要項に併せて次に示す資料を配付する。これらも見積提案書提出要項と一体の資料とし、「見積提案書提出要項等」と定義する。

- ・ 霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業 見積仕様書（以下「見積仕様書」という。）
- ・ 霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 様式集（以下「様式集」という。）

本件見積は、上記に示す見積仕様書に基づき作成すること。

第2章 対象事業の概要

1 事業名称

霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業

2 施設管理者の名称

霞台厚生施設組合 管理者 今泉 文彦

3 事業の目的

本件事業は、ごみ焼却施設、リサイクルセンター（以下これらを総称して「本件施設」という。）の設計・建設及び運営について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収、エネルギー回収を推進することを目的とする。

4 公共施設等の概要

(1) 名称

霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設

(2) 建設地

表1 建設地

項目	概要
建設地所在地	小美玉市高崎 1824 番地 399 ほか
敷地全体面積	約 34,900m ²

(3) 土地等の使用等に関する事項

組合は、事業期間中、本件事業の用に供する範囲において、土地及び施設を事業者が無償で使用させる。

(4) 施設の概要

本件事業で整備する施設は、ごみ焼却施設、リサイクルセンター、計量棟、駐車場、付帯施設（構内通路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）、既設杭や配管等の撤去である。ごみ焼却施設及びリサイクルセンターの概要は以下のとおりである。その他詳細は見積仕様書による。

ア ごみ焼却施設

概要	
処理方式	全連続燃焼式（ストーカ方式、流動床方式、ストーカ＋灰溶融方式、流動床＋灰溶融方式、シャフト式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式、キルン式ガス化溶融方式、ガス化改質方式のいずれか）
処理能力	215 t/日（107.5 t/24h × 2 炉）
処理対象物	燃えるごみ、可燃性粗大ごみ、破碎可燃物及び選別可燃物、不燃残渣（提案による）

概 要	
処理方式	破砕設備 : 破砕、機械選別、貯留 選別設備 : 手選別、圧縮梱包、貯留 スtockヤード : 保管
処理能力	破砕設備 : 20 t / 日 (5h) 選別設備 : 2 t / 日 (5h) スtockヤード : 見積仕様書による
処理対象物	破砕設備 : 粗大ごみ、燃えないごみ、缶類、金属、使い捨てライター、スプレー缶等の簡易破砕後の残渣 選別設備 : ペットボトル スtockヤード : びん類、蛍光管、乾電池等

5 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。設計・施工期間の詳細は、見積仕様書を参照のこと。

- 事業期間 : 事業契約 (以下で定義する。) 締結日から約 23 年 6 か月間とする。
 設計・施工期間 : 事業契約締結日から約 3 年 6 か月間を想定する。
 運営期間 : 平成 33 年 4 月 1 日から 20 年間とする。

6 事業方式

本件事業は D B O (Design : 設計、Build : 建設、Operate : 運営) 方式により実施する。

組合は本件施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本件施設を所有する。

なお、本件施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社 (落札者の構成員の出資により、本件事業を実施する目的で出資・設立される特別目的会社 (S P C)、以下「運営事業者」という。) を選定事業者 (以下「事業者」という。) として、組合の所有となる本件施設の設計・建設及び運営に係る本件事業を一括して行うものとする。

7 業務範囲

事業者が行う本件事業の業務範囲は次のとおりとする。具体的な業務の範囲については、見積仕様書を参照すること。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における技術管理者は、運営期間を通じて事業者の所属として施設の維持管理を行うとともに、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者については設計・建設業務の段階から事業者が配置するものとする。

また、事業者は、事業期間を通じ、組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請や各種の行政手続等に対して協力するものとする。

(1) 設計・建設業務

ア 事業者は、本件施設の設計・建設業務を行う。また、本件事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

イ 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。

ウ 工事範囲の詳細は、見積仕様書を参照すること。

エ 本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本件施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(2) 運營業務

ア 事業者は、一般廃棄物（燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源物等）を受け入れ、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件施設の運營業務として運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、有効利用及び適正処分業務、情報管理業務、防災管理業務、その他関連業務等を行う。

イ 事業者は、受入対象物の受入及び計量を行うとともに、組合構成市町の住民、許可業者又は排出事業者より直接搬入された受入対象物については、組合の規定に即した処理手数料の收受を代行するものとする。なお、処理手数料は、組合の収入とする。

ウ 事業者は、ごみ焼却施設を運転することによって発生する余熱を利用して発電等を行う。発電による電力は、まず本件施設内で使用するとともに、敷地内のストックヤード等関連施設へ供給するものとする。余剰電力は、事業者が第三者に販売するものとし、余剰電力に係る収入については、組合の帰属とする。

エ 事業者は、リサイクルセンターから発生した破砕可燃物及び選別可燃物等をごみ焼却施設に搬送し、焼却処理する。

オ 事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、組合と連携して適切な対応を行う。

カ 事業者は、本件施設の見学希望者等について、組合と連携して適切な対応を行う。

※ 本件施設から発生する副生成物の取扱い

本件施設から発生する副生成物（主灰、飛灰、スラグ、メタル、資源物等）の取扱い（資源化・最終処分の方針、組合・事業者の所掌範囲等）については、現段階では未定であり、今後の検討を踏まえて決定する。

本件見積にあたっては、様式集に従い、発生量及び各費用を提出すること。

8 事業者の収入（組合からの支払分）

本件事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。

(1) 本件事業における設計・建設業務に係る対価

組合は、本件事業における設計・建設業務に係る対価を基本的に出来形に応じ、建設業者に年度毎に支払うものとする。

(2) 本件事業における運營業務に係る対価

組合は、本件事業における運營業務に係る対価として以下に示す委託料を運営業者に支払うものとする。事業者への支払い回数は、運営期間中各年 12 回を基本とする。

ア ごみ焼却施設運營業務委託料

ごみ焼却施設運營業務委託料は、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成とする。

イ リサイクルセンター運營業務委託料

リサイクルセンター運營業務委託料は、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成とする。

9 官民のリスク分担

(1) 基本的考え方

本件事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本件施設の設計・建設及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として「【別紙1】官民のリスク分担（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時の事業契約書（基本契約書、建設工事請負契約書、運營業務委託契約書等）に示す。

第3章 見積提案に関する事項

1 本件見積実施スケジュール

本件見積のスケジュールを次のとおり予定している。

表2 スケジュール

① 平成28年9月9日(金)	見積提案書提出要項等の公表・配付開始
② 平成28年9月9日(金) ～平成28年9月23日(金)	参加表明書の提出
③ 平成28年9月23日(金)	見積仕様書等の配付
④ 平成28年9月27日(火) ～平成28年9月28日(水)	現地見学会の開催
⑤ 平成28年9月23日(金) ～平成28年9月30日(金)	見積提案書提出要項等に係る質問の受付
⑥ 平成28年10月7日(金)	見積提案書提出要項等に係る質問に対する回答
⑦ 平成28年10月31日(月)まで	見積提案書の提出(第1次)
⑧ 平成28年11月4日(金)まで	見積提案書の提出(第2次)
⑨ 平成28年11月下旬以降(予定)	見積提案書に係るヒアリングの実施

2 本件見積の参加資格要件等

(1) 本件見積の参加資格要件

地方公共団体にて、平成13年4月1日以降に竣工した一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(100t/日・炉以上、複数炉構成とする。焼却処理方式は、ストーカ方式、流動床方式、ストーカ+灰溶融方式、流動床+灰溶融方式、シャフト式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式、キルン式ガス化溶融方式、ガス化改質方式のいずれか1方式)のプラント設備に係る設計・建設工事の建設実績を元請として有すること。なお、本件見積にて提案する方式は、上記の実績を有する方式に限る。

(2) 参加資格の確認

見積提案書の提出に先立ち、見積参加者の参加資格の確認は行わない。ただし、(1)に示す参加資格要件が本件事業の入札に係る参加要件になることから、(1)に示す参加資格要件を満たさない場合、見積提案書を提出しても本件事業の入札には参加できないことに留意すること。

また、見積提案書の提出が、本件事業の入札に係る参加要件になることに留意すること。

3 見積提案書提出に関する手続

(1) 見積提案書提出要項等の公表・配付

見積提案書提出要項等を次のとおり公表・配付する。

ア 公表・配付資料：見積提案書提出要項、様式集

イ 公表・配付日：平成28年9月9日(金)

ウ 公表・配付方法：組合ホームページよりダウンロード(「(8) 提出・問合せ先」参照)。

(2) 参加表明書の提出

見積参加希望者（「2 本件見積の参加資格要件等/ (1) 本件見積の参加資格要件」に示す要件を有する民間事業者に限る）は、次の要領で参加表明書を提出すること。

ア 提出期限：平成 28 年 9 月 9 日（金）～平成 28 年 9 月 23 日（金）の 15 時まで。

イ 提出方法：電子メールにより、アに示す提出期限内に提出するものとし、後日、速やかに原本を郵送又は持参により提出すること。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。

ウ 提出場所：「(8) 提出・問合せ先」参照

エ 提出書類：参加表明書（様式第 1 号）

オ 提出部数：1 部

(3) 見積仕様書等の配付

参加表明書を組合が受理した見積参加者に対して、見積仕様書等を次のとおり配付する。

ア 配付資料：見積仕様書、見積仕様書添付資料

イ 配付日：平成 28 年 9 月 23 日（金）

ウ 配付方法：電子メール又は「(8) 提出・問合せ先」にて直接配布。

(4) 現地見学会の開催

建設地等に関する現地見学会を、希望により、次のとおり実施する。

ア 実施期間

平成 28 年 9 月 27 日（火）～平成 28 年 9 月 28 日（水）

イ 場所

小美玉市高崎 1824 番地 399 ほか

ウ 参加申込方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会への参加申込書」（様式第 3 号）に必要事項を記入の上、平成 28 年 9 月 23 日（金）15 時までに電子メールにより「(8) 提出・問合せ先」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。組合は、電子メールにより、見学会の日時・集合場所等を各提出者へ返信する。申込みの状況によっては、組合は、日程の調整を行うことがある。

エ その他

- ・現地見学会は、参加希望者の申し込み内容を踏まえ、8 時 30 分から 17 時 15 分の間で組合が設定し、通知する。なお、現地見学会の所要時間は、概ね 1 時間以内とし、当日は現地集合とする。
- ・参加人数の上限は、15 名程度とする。
- ・現地見学会当日は、本件事業に関する質問は受け付けない。

(5) 見積提案書提出要項等に係る質問の受付及び回答

ア 見積提案書提出要項等に係る質問の受付

見積参加者より見積提案書提出要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

平成 28 年 9 月 23 日（金）～平成 28 年 9 月 30 日（金）17 時まで。

(イ) 質問の方法

「様式集」様式第 2 号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出

すること。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。
なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows 版）とする。

（ウ） 提出先：「(8) 提出・問合せ先」参照

イ 見積提案書提出要項等に係る質問に対する回答の通知

見積提案書提出要項等に係る質問に対する回答書を各見積参加者に電子メールにて通知する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

（ア） 通知日：平成 28 年 10 月 7 日（金）

（イ） 通知方法：全ての見積参加者からの質問に対する回答を電子メールにて各見積参加者に通知する。

ウ その他

（ア） 質問の受付は、原則、上記のとおりとする。ただし、上記の期日以降に提出された質問であって、回答する必要があると組合が判断した質問に対しては、その回答を全ての見積参加者に電子メールにて通知する。

(6) 見積提案書の提出

見積参加者は、見積提案書提出要項等の記載に従い、見積提案書を提出すること。

なお、見積提案書の提出においては、第 1 次、第 2 次の 2 回に分けて、提出を求めることとする。なお、見積提案書に記載する宛名は、「霞台厚生施設組合」とすること。

ア 提出方法及び期限

（ア） 第 1 次提出期限

第 1 次提出書類については、電子メールにて提出することとし、提出期限は以下のとおりとする。

提出期限：平成 28 年 10 月 31 日（月）15 時まで

（イ） 第 2 次提出期限

第 2 次提出書類については、郵送又は持参によるものとし、提出期限は以下のとおりとする。

提出期限：平成 28 年 11 月 4 日（金）15 時【必着】

イ 提出先

「(8) 提出・問合せ先」参照。

ウ 提出書類

（ア） 第 1 次提出書類

第 1 次提出書類は、「【別紙 2】提出資料」のうち、以下に示す資料とする。

第 1 次提出にて提出を求める書類

Ⅲ. 見積提案書

2 設計・建設業務関連

① 建設費交付対象内外内訳表（ごみ焼却施設）（様式第 5 号）

〃 （リサイクルセンター）（様式第 6 号）

3 運営業務関連

① 運営費（様式第 9 号）

② 運営人員体制（様式第 10 号）

③ 資本金及び収益率（様式第 11 号）

見積提案書は、「様式集」を使用し、提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows 版）とする。

(イ) 第2次提出書類

第2次提出にて提出する書類は、「【別紙2】提出資料」のとおりとし、5部を提出する（第1次提出書類として電子データで提出した書類を含めすべてとする）。また、「【別紙2】提出資料」に示す書類のすべての電子データを納めたCD等の電子媒体を2枚提出すること。

見積提案書は、「様式集」等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとし、提出書類一式をファイルで綴じるものとする（見易さ等を考慮し、適宜分冊とすることは可とする。）。また、見積提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りでない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows版）、「Microsoft Excel」（Windows版）とする（図面及びフロー等は、PDFによる提出も可とする。）。

エ その他

組合は、提出を受けた見積提案書の内容について、質問等があれば電子メールにて、見積参加者に対して質問を送付する。見積参加者は、組合からの質問に対し、ヒアリングの実施前までに、電子メールにて「(8) 提出・問合せ先」へ回答を送付すること。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。

(7) 見積提案書に係るヒアリングの実施

見積参加者が提出した見積提案書について、ヒアリングを実施する。ヒアリングでは、見積提案書の内容等について確認を行うものである。ヒアリングに要する時間は、1者90分（プレゼンテーション：20分、質疑応答：70分）程度を予定している。

なお、ヒアリングの実施に際しての詳細は別途各見積参加者に通知する。

ア 日 時：平成28年11月下旬以降（予定）

イ 場 所：組合会議室（予定）

(8) 提出・問合せ先

提出・問合せ先	霞台厚生施設組合 建設計画課
所在地	〒311-3433 茨城県小美玉市高崎 1824-2
T E L	0299-56-7773
F A X	0299-26-8660
電子メール	kd-kensetsu@outlook.jp

4 見積提案書提出に関する留意事項

(1) 費用負担

見積提案書等の作成に係る費用は、すべて見積参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積提案書等に使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 著作権

見積参加者から見積提案書提出要項等に基づき提出される書類の著作権は、見積参加者に

帰属するが、法令等に基づき、見積参加者の許諾を得た上で公表する場合がある。この場合、見積提案書提出要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(4) 見積提案書等の取扱い

提出された見積提案書等については、組合の承諾無く、差し替え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

(5) 組合が提示する資料の取扱い

組合が提示する資料は、本件事業に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(6) 見積参加者は、見積提案書の提出において、「【別紙2】 提出資料」に示す資料を提出する際は、「DBO方式」を基本とするが、様式集において指定がある場合には、「DBO方式」、「公設公営方式（運営は単年度民間委託）」の2種類の資料を提出すること。

(7) 「公設公営方式」の見積に際しては、「【別紙3】 単価表」を参考にすることとし、「DBO方式」の見積に際しては、独自の単価設定とする。

【別紙1】官民のリスク分担（案）

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	組合の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結議会に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}		○	△	
事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	組合の指示、組合の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△	
設計段階	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
上記以外の要因によるもの			○	

○主分担、△従分担

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		組合	事業者	
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準書の不適合(施工不良を含む)		○	
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注4}	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注5}	○	△
	性能リスク	要求水準書の不適合		○
	施設かしリスク	事業期間中における施設かしに関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	発電収入の変動	電力会社の売電単価変更による発電収入の変動	○	
事業者の事由による売電収入の変動			○	

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度(設計・建設業務に関しては、契約約款によるものとし、運營業務に関しては1.5%を想定。)までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度(当該年度における運營業務委託料の1/100を想定)までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注4) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内は事業者の負担、範囲外は組合の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

【別紙2】提出資料

見積参加者は、次の図書等を提出すること。なお、様式が指定されている場合は、これに従うものとし、特に規定がない場合は、任意様式とする。

I. 見積参加表明時の提出書類

- 1 参加表明書 (様式第1号)

I. 見積提案書提出要項等に係る質問に関する書類

- 1 見積提案書提出要項等に係る質問書 (様式第2号)

II. 現地見学会の参加に関する書類

- 1 現地見学会への参加申込書 (様式第3号)

III. 見積提案書

- 1 見積提案書提出書 (様式第4号)

2 設計・建設業務関連

- ① 建設費交付対象内外内訳表 (ごみ焼却施設) (様式第5号)

- 〃 (リサイクルセンター) (様式第6号)

② ごみ焼却施設

ア) 設計基本数値 (計算書及び図面)

下記 a)～c) の項目に関しては、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみに対してそれぞれ明記すること。

a) 物質収支

b) 熱収支 (蒸気系統収支、エネルギー収支：熱精算図)

c) 用役収支

・電 力：設備動力 (プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。

・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。

・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。

- イ) 設計数値表 (様式第7号)

③ リサイクルセンター

ア) 設計基本数値 (計算書及び図面)

a) 物質収支

b) 用役収支

・電 力：設備動力 (プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力、料金等の各項目を明らかにすること。

・給排水：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。

- イ) 設計数値表 (様式第7号)

④ 図面 (ごみ焼却施設、リサイクルセンター) 【A3版】

ア) 全体配置図及び動線計画図

イ) 各階機器配置図

ウ) 機器配置断面図 (縦断、横断図)

エ) フローシート

- a) ごみ焼却施設
 - ・対象廃棄物及びその生成物、副産物
 - ・上水道、雨水、再利用水、冷却水
 - ・排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）
 - ・ボイラ給水、蒸気、復水、純水
 - ・余熱利用
 - ・燃料
 - ・油圧及び圧縮空気
 - ・脱臭、消臭
- b) リサイクルセンター
 - ・粗大ごみ・燃えないごみ・缶・金属類等、ペットボトル、びん類等
 - ・集じん
 - ・給排水
- ㊦) 電気設備主回路単線系統図
- ㊧) 建築図（各階平面図【各階機器配置図と兼ねることを可とする】、立面図）
- ㊨) 建築概要 (様式第 8 号)

3 運營業務関連

- ① 運営費 (様式第 9 号)
- ② 運営人員体制 (様式第 10 号)
- ③ 資本金及び収益率 (様式第 11 号)

4 その他提出資料

- ① 工事工程表 (様式第 12 号)
- ② 焼却施設の納入実績 (様式第 13 号)
- ③ その他本件事業への意見 (様式第 14 号)
- ④ その他確認事項 (様式第 15 号)
- ⑤ 本件見積の参加資格要件を満たすことを確認できる資料（施設パンフレット等）

以 上

【別紙3】単価表

項目		単価	項目	単価		
一般	年間物価上昇率	0 %	純水設備用薬品	塩酸(35%)	19 円/kg	
	年間人件費上昇率	0 %		苛性ソーダ(固形97%換算)	55 円/kg	
	人件費	800 万円/年・人		陽イオン交換樹脂	1200 円/ℓ	
		陰イオン交換樹脂		2500 円/ℓ		
		活性炭		770 円/kg		
電気	電気料金	東京電力エナジー パートナー(株)による		亜硫酸ナトリウム	200 円/kg	
上水	上水	小美玉市による		塩酸(35%)	19 円/kg	
	下水	小美玉市による		液体キレート	1000 円/kg	
補助燃料等	灯油(ローリー)	47.0 円/ℓ		給排水処理用薬品	硫酸バンド(8%)	25 円/kg
	A重油(ローリー)	45.5 円/ℓ			苛性ソーダ(固形97%換算)	55 円/kg
	軽油	96.0 円/ℓ	凝集助剤		650 円/kg	
	LPG	140 円/kg	固形塩素(70%)		550 円/kg	
			亜硫酸ソーダ		20 円/kg	
排ガス処理装置用薬品	消石灰(粉末)	30 円/kg	塩化第二鉄(38%)		34 円/kg	
	活性炭(粉末)	300 円/kg	PAC(無機系凝集剤)		32 円/kg	
	尿素水(40%)	45 円/kg	高分子凝集剤		820 円/kg	
	アンモニアガス	330 円/kg	滅菌剤(錠剤)		500 円/kg	
	アンモニア水(25%)	50 円/kg	活性炭		770 円/kg	
	特殊反応助剤	80 円/kg	次亜塩素酸ソーダ	36 円/kg		
	脱塩助剤	130 円/kg	スケール防止剤	2000 円/kg		
	高反応消石灰	48 円/kg				
	苛性ソーダ(固形97%換算)	55 円/kg	飛灰処理	重金属安定化剤	300 円/kg	
				セメント	20 円/kg	
ボイラ設備用薬品	清缶剤	1000 円/kg	油脂類	油圧作動油	225 円/ℓ	
	脱酸剤	1200 円/kg		潤滑油	200 円/ℓ	
	保缶剤	1600 円/kg		グリース	375 円/kg	
	復水処理剤	1400 円/kg	その他	消臭剤	1300 円/ℓ	
				脱臭用活性炭	640 円/kg	
			防虫剤	1500 円/ℓ		

※1：上記の項目以外の薬品・資材等を用いる場合、その項目と単価を追記した単価表を提出すること。なお、薬品の濃度が異なる場合も、同様とする。

※2：電気料金は、東京電力エナジーパートナー(株)とし、PPS単価等は用いないこと。